

酪農家の皆様へ

畜安法施行規則の改正に伴い、生乳委託に係る申出の期限を設定しました。

令和7年度に向けた期限：令和6年10月31日

本期限の対象となる申出：令和7年度生乳委託計画において令和6年度の計画よりも3,000t以上多い生乳の出荷を希望する申出

- 令和6年4月1日に畜産経営の安定に関する法律（畜安法）施行規則が一部改正され、指定事業者が生産者からの生乳委託に係る申出を拒める正当な理由として、「生乳の取引の安定を図る観点から第1号対象事業を行うための準備に要する期間を勘案して定めた申出の期限を経過後に申出」されたケースが追加されました。
- 指定事業者である九州生乳販連としては、生乳販売に影響を及ぼすほどの増量については、乳業メーカーとの取引交渉を行ううえで早期に情報の把握を行うことが望ましいとの考え方から、申出の期限を設定しました。
- 令和7年度生乳委託計画において令和6年度の計画よりも3,000t以上多い生乳の出荷を希望する場合は 令和6年10月31日までに生乳委託計画のご提出をお願いします。
- 本期限の対象となる申出が期限を過ぎていた場合は生乳委託に係る申出をお断りします。

